

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がとどき
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 昭和四十四年二月鳥取県告示第百号の一部改正
解除予定の保安林
- ◇ 公 告 収用委員会の公開審理の開催
- ◇ 正 誤 道路交通の規制に関する規程中訂正

告 示

鳥取県告示第百八十四号

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号(牛等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年五月二日から施行する。

昭和四十四年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

北海道

鳥取県告示第百八十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字ナキリ谷一三三六の三、一二四三、字五反田西通三一二の一、字五反田統三三一、三三四(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

起業者建設大田の申請に係る一般国道9号(米子市内道路)改築工事に関する収用裁決及び明渡裁決事案について、収用委員会の公開審理を次のとおり開催する。

昭和44年5月2日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

- 1 日時 昭和44年5月6日 11時から
- 2 場所 米子市糶町 鳥取県西部総合事務所 大会議室

正 誤

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二十三 上 終わりから二十 7、8及び11 7、8及び10

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】